

4. 部門別まちづくりの方針

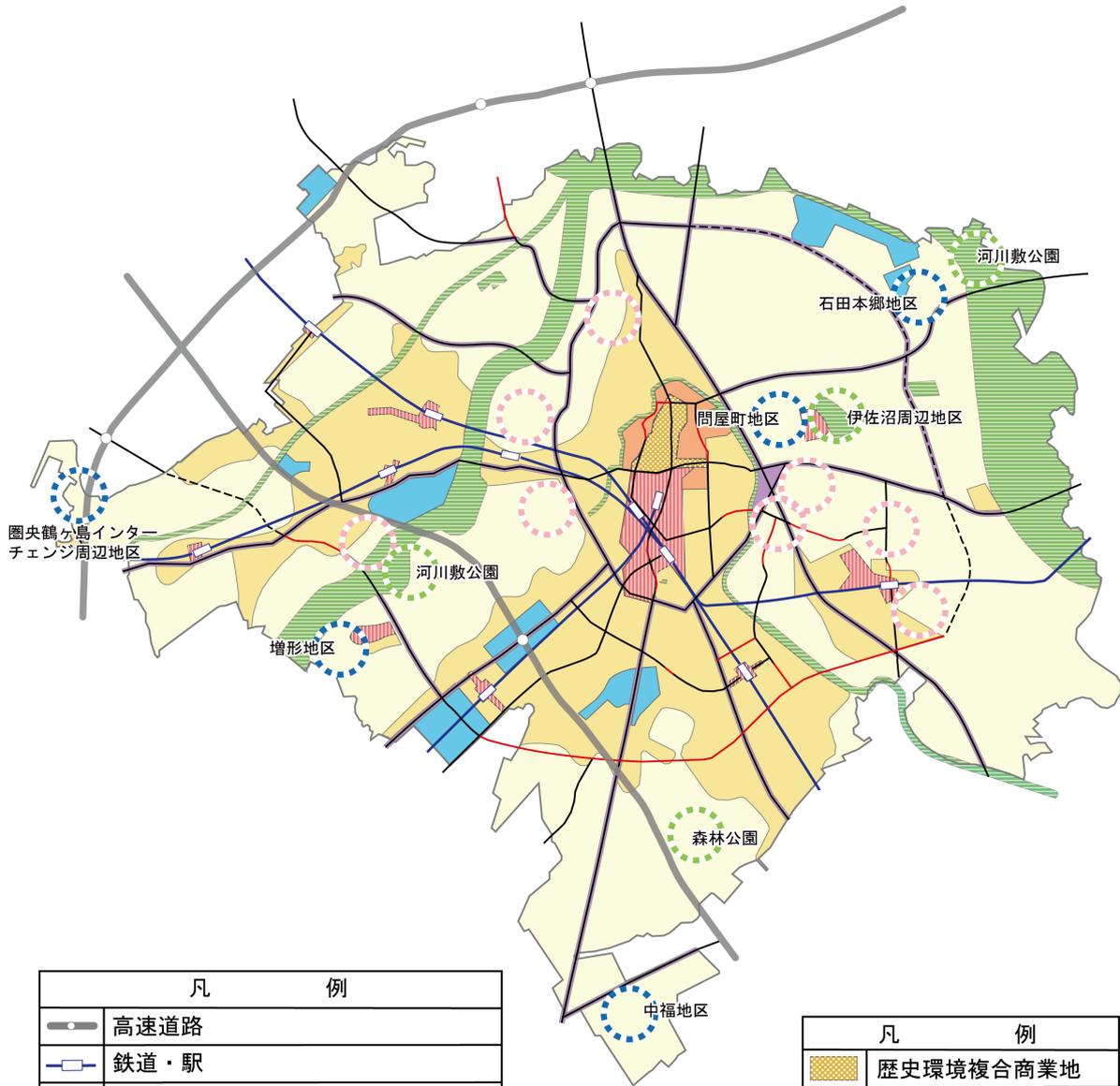
将来都市像の実現に向けて、総合的かつ計画的なまちづくりを展開するため、部門別に方針を定めます。

(1) 土地利用の方針

目標	方針
観光都市としての歴史、景観資源の保存・活用と周辺住宅地の改善	<ul style="list-style-type: none"> ■歴史環境複合商業地 <ul style="list-style-type: none"> ・川越らしさを代表する歴史的環境を大切にされた商業観光地の形成 ■歴史環境複合住宅地 <ul style="list-style-type: none"> ・歴史、景観に配慮しつつ安全で快適な都市生活に対応した歴史的環境を大切にされた住宅地の形成
広域拠点としての高度な都市機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■商業・業務地 <ul style="list-style-type: none"> ・県南西部地域の拠点となる中心商業・業務地の形成 ・地域特性に応じた生活利便機能、交流の場となる地区中心商業地の形成 ・地域に密着した生活拠点となる近隣商業地の形成 ■工業地 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境に配慮した操業環境の保全と充実を目指す工業・流通地等の形成 ■沿道型利用地 <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路沿道の立地特性を生かした沿道型利用地の形成 ■土地利用想定箇所 <ul style="list-style-type: none"> ・企業や市民のニーズを踏まえ、周辺環境との調和を取りながら市の発展につながる土地利用を推進
多様な生活様式や地域特性を踏まえた土地利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■住宅地 <ul style="list-style-type: none"> ・ゆとりある緑豊かな低層住宅地の形成 ・良好な住環境をもった中低層住宅地の形成 ・計画的に整備された中層集合住宅地の保全形成 ・住宅と商業が複合した利便性の高い都市型住宅地の形成 ・市街地内の貴重な空間としての農地の保全と活用 ■住宅地/工業地 <ul style="list-style-type: none"> ・多様な用途の相互環境を尊重していく住・商・工共存市街地の形成
豊かな自然環境の保全や育成と集落地環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ■農地・樹林地・集落地 <ul style="list-style-type: none"> ・自然と調和した集落地・緑豊かな住宅地の環境整備 ・農業基盤の充実による都市農業の確立を目指す農地の保全と有効活用 ・緑の拠点や地域景観の象徴となる緑地・樹林地の保全や復元 ■公園・緑地 <ul style="list-style-type: none"> ・市民の活動拠点、防災拠点となる大規模公園の整備 ・防災機能を高める治水機能の充実とアメニティ※資源にふさわしい大川の活用

※ アメニティ：快適な環境のこと。生活する場所が、安全、健康的、便利、快適な状況をいう。

土地利用の方針図



凡 例		
	高速道路	
	鉄道・駅	
	主要幹線道路	
	[赤線は未整備路線（現道無し）]	
	主要幹線構想道路	
土地利用想定箇所 ※		土地利用推進箇所(公共施設等)
		土地利用推進箇所(産業系)
		土地利用検討箇所

凡 例	
	歴史環境複合商業地
	歴史環境複合住宅地
	商業・業務地
	沿道型利用地
	工業地
	住宅地
	農地・樹林地・集落地
	公園・緑地

※ 土地利用想定箇所

- ・土地利用推進箇所（公共施設等）：周辺環境との調和を図りながら、公共施設等の土地利用に努める箇所
- ・土地利用推進箇所（産業系）：周辺環境との調和を図りながら、産業拠点としての土地利用に努める箇所
- ・土地利用検討箇所：周辺環境との調和を図りながら、地域の特性に応じた土地利用の検討を行う箇所

① 歴史環境複合商業地

中央通り線を中心とした歴史的建造物が集積する商業系用途地域

【方針】川越らしさを代表する歴史的環境を大切にした商業観光地の形成

- ・歴史的建造物の指定等により、保存・活用を図ります。
- ・高層建築物の建設抑制や歴史的な景観への配慮など、地域特性に応じた歴史的な環境の保存・活用を図ります。
- ・歴史的な環境の保全と商業、文化機能等の充実により、本市を代表する商業観光地へ誘導します。

② 歴史環境複合住宅地

中心市街地から新河岸川までの歴史的建造物が集積する住宅地

【方針】歴史、景観に配慮しつつ安全で快適な都市生活に対応した歴史的環境を大切に
にした住宅地の形成

- ・中高層建築物の建設抑制や歴史的な景観への配慮など、地域特性に応じたルールづくりによる歴史的な環境の保存と育成を図ります。
- ・オープンスペースや避難ルートの確保により地域防災へ配慮します。
- ・『川越市立地適正化計画』の推進により医療、福祉、商業等の日常生活に必要な都市機能施設の集積を図ります。

目標 広域拠点としての高度な都市機能の充実

① 商業・業務地 A

三駅を中心とした商業系用途地域

【方針】 県南西部地域の拠点となる中心商業・業務地の形成

- ・市街地の再更新、商店街の活性化の推進や土地の高度利用により、三駅（川越駅、本川越駅、川越市駅）周辺地域の魅力ある商業空間を創出します。
- ・立地特性を生かした、商業・業務、交流機能等の集積により広域商業拠点を形成します。
- ・『川越市立地適正化計画』の推進により医療、福祉、商業等の日常生活に必要な都市機能施設の集積を図ります。

② 商業・業務地 B

霞ヶ関駅周辺、新河岸駅周辺、南大塚駅周辺、南古谷駅周辺

【方針】 地域特性に応じた生活利便機能、交流の場となる地区中心商業地の形成

- ・地域の生活拠点として、地域特性に応じた既存の商業機能等と一体となった都市機能の充実を図ります。
- ・『川越市立地適正化計画』の推進により医療、福祉、商業等の日常生活に必要な都市機能施設の集積を図ります。

③ 商業・業務地 C

的場駅周辺、笠幡駅周辺、鶴ヶ島駅周辺、霞ヶ関北地区（角栄団地）の中心部 等

【方針】 地域に密着した生活拠点となる近隣商業地の形成

- ・地区中心地として、生活利便性の向上や交流の場となる機能の充実を図ります。

④ 工業地

川越狭山工業団地、富士見工業団地、川越工業団地、川越第二産業団地、的場新町の工業地域、的場地区の工場集積地、川越増形地区産業団地

【方針】 周辺環境に配慮した操業環境の保全と充実を目指す工業・流通地等の形成

- ・工業・流通地の操業環境を確保し、市街地内に散在する中小工場の移転集約化を誘導します。

⑤ 沿道型利用地

国道 16 号沿道、（都）川越志木線沿道、（都）川越北環状線沿道、（都）東京川越線沿道、（都）川越所沢線沿道、（都）笠幡小仙波線沿道、（仮称）川越東環状線沿道、（仮称）新川越越生線沿道 等

【方針】 幹線道路沿道の立地特性を生かした沿道型利用地の形成

- ・土地の合理的活用による沿道型商業施設、沿道サービス施設や産業系施設（製造業・流通業務系等）の立地を誘導します。
- ・沿道型利用地の後背住宅地へ配慮した土地利用を図ります。
- ・建築物の不燃化と高度利用の誘導により延焼遮断帯を形成します。

⑥ 土地利用想定箇所

土地利用の方針図における「土地利用想定箇所」

【方針】 企業や市民のニーズを踏まえ、周辺環境との調和を取りながら市の発展につながる土地利用を推進

- ・市民の福祉または利便の増進を図るため、「土地利用推進箇所（公共施設等）」については、公園をはじめとした公共施設等の整備による、水と緑の拠点や交流拠点等の形成に向けて、必要に応じて民間事業者と連携しつつ、土地利用を推進します。
- ・地域経済のさらなる循環および新たな雇用創出のための中核企業の誘致や、既存企業の拡張・建替需要に対応するため、広域交通網へのアクセス性を生かすとともに、関連産業への波及効果が期待される「土地利用推進箇所（産業系）」については、周辺環境と調和した良好な産業拠点の形成に向けて、民間事業者を中心とする土地利用を推進します。
- ・インターチェンジや幹線道路をはじめとする都市基盤等の地理的な特性を生かすとともに、現況の土地利用を踏まえた土地活用を目指すため、「土地利用検討箇所」については、周辺の住環境や交通環境への影響や、本市の農業政策や既存の自然環境に十分配慮しつつ、適切な土地利用について検討を進めます。

① 住宅地A

- ・ 的場1・2丁目、かすみ野1～3丁目、川鶴1～3丁目、吉田新町2丁目、霞ヶ関北1～6丁目、霞ヶ関東1～5丁目、上戸新町、笠幡、伊勢原町1～4丁目等の計画的住宅団地
- ・ 広谷新町、ファミリータウン春日、日高団地等の小規模計画住宅地
- ・ 的場、石原町2丁目、月吉町、上野田町、寿町1・2丁目、小仙波町2～4丁目、仙波町3・4丁目、大塚新町、四都野台、今福、砂新田、寺尾、並木、木野目、藤木町等

【方針】 ゆとりある緑豊かな低層住宅地の形成

- ・ 計画的な開発によって形成されている住宅地における住環境保護のため、敷地の細分化の防止や用途混在の抑制など、地域特性に応じた保全のルールづくりを進めます。
- ・ 敷地内の緑化や屋敷林等の緑の保全により、ゆとりある低層住宅地を形成します。
- ・ 生活道路等の基盤整備を推進し、地域特性に応じた良好な住環境へ誘導します。
- ・ 低層住宅地におけるきめ細かい建築を誘導します。
- ・ ライフスタイルの変化に対応した用途地域等の見直しを検討します。

② 住宅地B

- ・ 中心市街地縁辺の旭町、新宿町、岸町、仙波町1・2丁目、西小仙波町2丁目、宮元町、石原町1丁目、月吉町、未広町1丁目
- ・ 的場北1・2丁目
- ・ 東武東上線沿線および東京川越線沿道の後背地（高階地区）
- ・ 国道16号沿道の後背地
- ・ 南田島の準工業地域内の住宅特化している地域

【方針】 良好な住環境をもった中低層住宅地の形成

- ・ 用途または形態の混在解消による住宅地にふさわしい良好な住環境を創出します。
- ・ 良好な都市および自然環境に留意しつつ、面的整備の推進によって創出される新たな環境と共生した良好な住宅地を形成します。
- ・ 地区計画等の活用により良好な住宅地を形成します。

③ 住宅地C

- ・かわつる三芳野団地 ・かわつるグリーントウン初雁
- ・伊勢原町5丁目 ・川越笠幡団地 ・南古谷駅西地区

【方針】 計画的に整備された中層集合住宅地の保全

- ・計画的に住宅開発された良好な住環境を保全し、都市機能施設を誘導します。

④ 住宅地D

中心商業・業務地と国道16号の間（新宿町1・2丁目、旭町1丁目）

【方針】 住宅と商業が複合した利便性の高い都市型住宅地の形成

- ・中心市街地における市街地再開発事業等の推進による商業・業務機能等と連携した都市型住宅地を形成し、快適な都市生活を営める利便性の高い住宅地を形成します。
- ・公園、緑地空間等の空地を確保します。

⑤ 生産緑地地区（※）

市街化区域内農地

【方針】 市街地内の貴重な空間としての農地の保全

- ・市街化区域内に現存する農地については、生産緑地地区への指定により保全を図ります。
- ・満期を迎える生産緑地地区については、特定生産緑地制度の適切な運用により保全を図ります。
- ・生産緑地地区の解除に際しては、必要に応じて公共施設としての活用を検討するとともに、周辺環境と調和した土地利用を誘導します。

※便宜上、土地利用の方針図での区分は「住宅地」としています。

⑥ 住宅地／工業地（※）

- ・山田の準工業地域 ・川越インターチェンジ周辺の準工業地域
- ・的場の準工業地域 ・福原地区の準工業地域

【方針】 多様な用途の相互環境を尊重していく住・商・工共存市街地の形成

- ・職住近接の実現に向け、住宅、工業、商業の調和のとれた市街地環境へ誘導します。
- ・地区計画等による用途の整序を図ります。

※便宜上、土地利用の方針図での区分は「住宅地」または「工業地」としています。

① 農地・樹林地・集落地 A

- ・既存農業集落を中心とした、集落地を形成している地域

【方針】自然と調和した集落地・緑豊かな住宅地の環境整備

- ・適正に市街化を抑制しつつ、農村集落としての環境を守り、農地や樹林地と宅地の調和を誘導します。
- ・集落地の生活利便性を向上するとともに、スプロール化を抑制します。
- ・地区の市民センターや公民館など、地域コミュニティの拠点を核として、持続性のある生活圏を維持します。

② 農地・樹林地・集落地 B

- ・農業振興地域内農用地
- ・10ha以上のまとまりが見られる農地

【方針】農業基盤の充実による都市農業の確立を目指す農地の保全と有効活用

- ・まとまりのある農地としての利用・保全を原則とし、田園景観や遊水機能に配慮します。
- ・地域農業者の合意形成による効率的な土地利用を図ります。
- ・農地の集約化等による優良農地としての保全・活用を図ります。

③ 農地・樹林地・集落地 C

- ・法や条例等の指定により保全される樹林地や緑地および良好な自然環境を有する緑の骨格となる樹林地

【方針】緑の拠点や地域景観の象徴となる緑地・樹林地の保全や復元

- ・市南部を中心に分布する一団の樹林地は武蔵野の面影を残す良好な自然環境資源として保全し、ネットワーク化を推進します。
- ・生態系に配慮しつつ、自然型レクリエーション機能として活用します。
- ・緑の拠点や地域の景観の象徴として、自然環境の保全や復元を推進します。
- ・斜面緑地の計画的な保全を図ります。

④ 公園・緑地

- ・川越公園（川越水上公園） ・伊佐沼公園 ・川越運動公園
- ・なぐわし公園 ・（仮称）新宿町1丁目広場 等

【方針】市民の活動拠点、防災拠点となる大規模公園の整備

- ・緑の拠点やスポーツ・レクリエーション拠点として保全し、整備を推進します。

⑤ 河川（※）

荒川、入間川、新河岸川等

【方針】防災機能を高める治水機能の充実とアメニティ資源にふさわしい大河川の活用

- ・河川機能の維持を図りながら、親水空間をもつ水辺の創出や、河川敷を有効利用するための整備を推進します。

※便宜上、土地利用の方針図での区分は「公園・緑地」としています。

(2) 道路・交通体系の方針

■道路体系

目標

広域的な視点に
立った道路体系
の確立

方針

- 本市の都市活動を支える骨格となる幹線道路の整備
 - ・広域幹線道路の整備
 - ・都市間幹線道路の整備
- 地域活動を豊かにする地域主要道路の整備
 - ・地域間幹線道路の整備
- 都市計画道路等の見直し

安全で人にやさ
しい道路づくり

- 回遊性の高い歩行者・自転車ネットワークの整備
- 日常生活を支える身近な道路の整備
- 安心して歩ける生活道路の整備

■交通体系

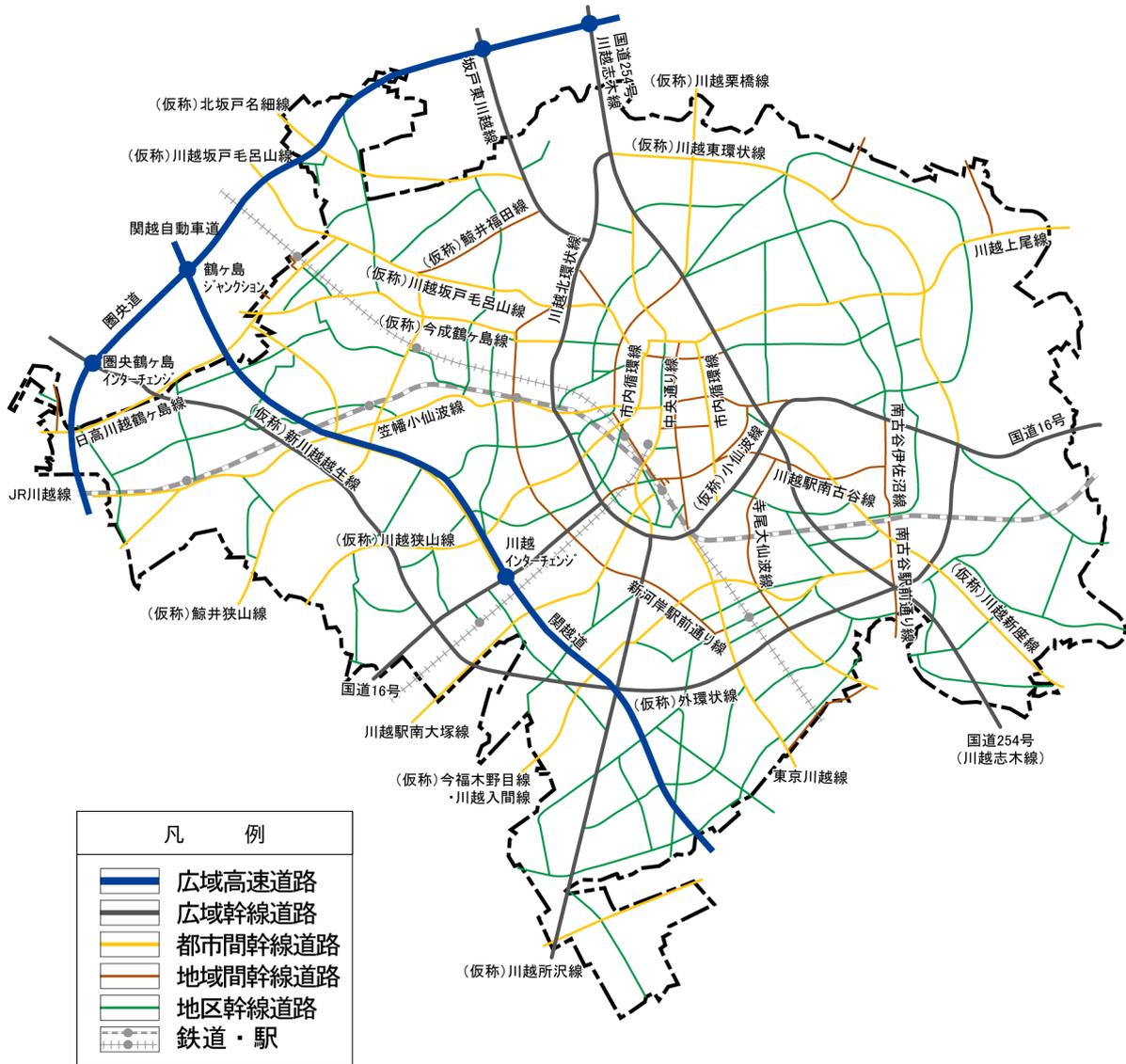
目標

市民が暮らしや
すく、訪れる人を
魅了する「川越の
まち」の活動を支
える交通の実現

方針

- 地域の特性に応じた持続可能な交通ネットワークの構築
- 都心核・地域核間および隣接する都市を結ぶ基幹交通軸の維持・強化
- 都心核の特性に応じた移動環境の確保

道路体系の整備方針図



※ (仮称) ○○線は、構想路線であり、上図は今後の道路整備構想図として、具体的なルート・位置等を規定するものではありません。

① 道路体系の整備方針

目標 広域的な視点に立った道路体系の確立

1) 本市の都市活動を支える骨格となる幹線道路の整備

i. 広域幹線道路の整備

広域高速道路へのアクセスや周辺の主要都市との連携等を担う高規格道路

- ・ 中心市街地への通過交通を抑制するための環状道路を整備します。
 - (都) 川越北環状線、(仮称) 新川越越生線、(仮称) 外環状線 等
- ・ 拠点と周辺地域を結ぶ放射状道路を整備します。
 - (都) 川越志木線、(都) 坂戸東川越線 等
- ・ 圏央道へのアクセス強化のため、各インターチェンジを連絡する路線を検討・整備します。
 - (仮称) 新川越越生線、(都) 坂戸東川越線 等

ii. 都市間幹線道路の整備

広域幹線道路を補完し、周辺市町と連携する主軸となる道路

- ・ 放射方向の広域幹線道路を補完する都市計画道路および県道等を整備します。
 - (都) 川越所沢線 等
- ・ 中心市街地や産業地に集中する幹線道路の交通を円滑化する路線を整備します。
 - (都) 中央通り線、(都) 市内循環線、(仮称) 川越東環状線 等

2) 地域活動を豊かにする地域主要道路の整備

i. 地域間幹線道路の整備

地域の生活利便性、防災性を向上するその他の幹線道路

- ・ 中心市街地との連携や鉄道駅までのアクセス性を強化する路線を整備します。
 - (都) 南古谷伊佐沼線 等
- ・ 周辺市街地相互間を連携し、円滑な市内交通処理を進めるため、環状方向路線を整備します。
 - (都) 新河岸駅前通り線 等

3) 都市計画道路等の見直し

- ・優先整備路線を含め、長期間にわたり未整備の都市計画道路および構想路線については、定期的に見直し検討を図り、適切な都市計画道路等の整備に努めます。

優先整備路線

効率的な都市計画道路の整備を図るため、本市が事業主体となる道路を対象とし、整備効果の高い路線を「優先整備路線」として選定しています。国道や県道と重複していない都市計画道路を対象としています。(歴史的地区環境整備街路事業※として計画された路線は除く)。目標年度は令和 14 (2032) 年度としています。

※ 歴史的地区環境整備街路事業：観光客や歩行者の安全を確保し、生活環境の改善を図る街路整備。通称：歴みち事業。

目標 安全で人にやさしい道路づくり

1) 回遊性の高い歩行者・自転車ネットワークの整備

- ・観光都市にふさわしい散策空間や都心部の商業空間、駅や公共施設周辺など、目的に応じた快適性の高いゆとりある歩行者空間の形成を図るとともに、自転車レーンの整備を図ります。
- ・高齢者や障害のある人、児童生徒が安心して歩ける歩道づくり（バリアフリー化）を進めます。

2) 日常生活を支える身近な道路の整備

- ・幹線道路との効率的な接続、日常生活の利便性の向上、地域防災性の向上を目指して、市道1・2級幹線道路の整備を図ります。
 - 対象路線：都市計画道路以外の市道1・2級幹線 ほか

3) 安心して歩ける生活道路の整備

- ・歩行者と車両の分離を進め、安全で快適な歩行者空間の創出を目指します。
- ・歩道整備が難しい場所では、道路端のカラー舗装やゾーン30プラス[※]の指定等による安全対策の取組を進めていきます。
- ・歩道や交通安全施設の設置により、通学等における歩行者の安全確保を図ります。
- ・狭い道路の拡幅や行き止まり道路の解消など、災害時の避難や緊急車両の活動が円滑に行える道路づくりを地域住民と協力して進めます。
- ・鉄道駅や主要なバス停留所等へアクセスする歩道や自転車レーンを整備し、安全で快適なアクセス道路網を確保するとともに、駐輪場の設置を推進します。

※ ゾーン30プラス：生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備のさらなる推進を図るため、最高速度30km/hの区域規制のほか、交通実態に応じて区域内における大型通行禁止、一方通行等の各種交通規制を実施するとともに、ハンプやスムーズ横断歩道等の物理的デバイスを適切に組み合わせて交通安全の向上を図るエリアのこと。

② 交通体系の整備方針

『川越市都市・地域総合交通戦略（平成 29（2017）年 3 月策定、令和 4（2022）年 3 月追補）』を踏まえ、これに基づく交通体系の整備を推進します。

目標 市民が暮らしやすく、訪れる人を魅了する「川越のまち」の活動を支える交通の実現

1) 地域の特性に応じた持続可能な交通ネットワークの構築

i. 公共交通路線の維持と整備

- ・公共交通路線の維持と整備を図ります。
- ・川越シャトルの運行と改善を進めます。

ii. 交通空白地域等における交通手段の確保

- ・デマンド型交通かわまるの継続的な改善を行い、利便性の向上を図ります。

iii. 地域の特性に応じた乗継拠点の整備

- ・鉄道駅の改良や鉄道駅周辺の基盤整備を進めます。
- ・バス乗継拠点の整備、バス待ち環境の改善を図ります。
- ・シェアサイクルの拡充等を進めます。

iv. 公共交通の利用促進

- ・モビリティマネジメントの推進等により、公共交通の利用促進を図ります。

2) 都心核・地域核間および隣接する都市を結ぶ基幹交通軸の維持・強化

- ・基幹的公共交通周辺への都市機能および居住の誘導を図りつつ、都心核・地域核間および隣接する都市を結ぶ公共交通の維持・強化を図ります。
- ・東武東上線の複々線化ならびに西武新宿線の一部区間および JR 川越線の複線化を促進します。

3) 都心核の特性に応じた移動環境の確保

i. 歩行環境の改善と多様な移動手段の確保

- ・適切な交通規制等を検討し、実施に向けて取り組みます。
- ・地域住民や来街者の利便性向上のため、歩行環境や自転車走行環境の改善に取り組みます。

ii. 中心市街地における交通渋滞の緩和

- ・都市計画道路等の整備や交差点改良を推進します。
- ・自動車の迂回誘導方策を検討し、実施に向けて取り組みます。
- ・北部市街地周辺においては、郊外型駐車場を充実させ、自動車の流入抑制を図ります。
- ・渋滞情報の発信等に加え、公共交通や自転車等の利用を促すことで、自動車での来街を抑制します。

iii. 拠点性を高める交通結節点機能の充実

- ・川越駅周辺の交通結節点機能の強化を図ります。
- ・川越市駅周辺の交通結節点としての機能を強化するため、駅前広場、(都)市内循環線の整備やバスの乗り入れなどについて検討します。

(3) 水と緑のまちづくりの方針

『第三次川越市環境基本計画（平成 28（2016）年 3 月）』および『川越市緑の基本計画（平成 28（2016）年 3 月改定版）』、『川越市一般廃棄物処理基本計画「生活排水処理基本計画書」（令和 2（2020）年 3 月）』等を踏まえ、これらに基づき水と緑のまちづくりを推進します。

目標

みんなではぐくむ水と緑と歴史のまち・川越

方針

- 川越の歴史的環境を形成する水と緑をまもります
- 歴史と文化が香る緑豊かなまちをつくります
- 水と緑のまちをそだてます
- きれいな水の保持と快適な生活環境を整備します

① 川越の歴史的環境を形成する水と緑をまもります

- ・都市の骨格を形成し、川越の独自性を生かしつつ都市と自然環境との調和のとれた空間を形成するため、歴史的環境と一体となった緑、樹林地、農地、河川等の豊かな水と緑の空間を保全します。

② 歴史と文化が香る緑豊かなまちをつくります

- ・本市の特性である歴史的文化的な環境を積極的に生かしていくため、自然や歴史を取り込んだ都市公園等の整備を推進するとともに、道路および河川の緑化を進めることで、水と緑のネットワークの形成を図り、川越らしい歴史と調和したまちづくりに努めます。

③ 水と緑のまちをそだてます

- ・歴史に育まれてきた川越のまちをさらに魅力的で快適なものとするため、市民参加による緑の保全、緑地の整備および緑化の推進に関するしくみづくりや市民間の交流活動、市民に対する普及・啓発活動を推進し、歴史を生かした水と緑あふれる町並みの形成を図ります。

④ きれいな水の保持と快適な生活環境を整備します

- ・生活排水処理は、市民が快適な暮らしを営む上で必要不可欠なものであり、加えて公共用水域の水質改善にも寄与するものです。『川越市一般廃棄物処理基本計画「生活排水処理基本計画書」』に基づきより一層「効率的な整備と管理」に努め、また「市民との協働」を図ります。

(4) 景観まちづくりの方針

『川越市景観計画（平成 26（2014）年）』、『川越市歴史的風致維持向上計画（第 2 期）（令和 3（2021）年～）』等を踏まえ、これらに基づき景観まちづくりを推進します。

目標

「川越らしさ」を
創出する都市景
観の形成の推進

方針

- 歴史的資源の保全と、その活用による歴史と文化の景観まちづくり
- 豊かな自然の保全と育成による水と緑の景観まちづくり
- にぎわいの創出や、地域固有の歴史や自然との調和を図る創造の景観まちづくり
- 市民とともに育む景観まちづくりの実践

① 歴史的資源の保全と、その活用による歴史と文化の景観まちづくり

- ・歴史を刻む町並み景観の形成を進めます。
- ・街道筋の町並み景観の形成を進めます。
- ・歴史を伝える河川景観の形成を進めます。
- ・歴史的生活文化景観[※]の保全と継承を図ります。

② 豊かな自然の保全と育成による水と緑の景観まちづくり

- ・水と緑の拠点の形成を進めます。
- ・緑とゆとりのある集落地の景観の保全を図ります。
- ・原風景となる田園・樹林景観の保全を図ります。
- ・公園・緑地における都市景観の形成を進めます。

③ にぎわいの創出や、地域固有の歴史や自然との調和を図る創造の景観まちづくり

- ・にぎわいのある商業地景観の形成を進めます。
- ・地域になじむ拠点の顔づくりを進めます。
- ・落ち着いた住宅地景観の形成を進めます。
- ・緑豊かな工業地景観の形成を進めます。
- ・周辺環境と調和した沿道景観の形成を進めます。

④ 市民とともに育む景観まちづくりの実践

- ・市民と行政の協働による景観まちづくりを推進します。
- ・良好な都市景観の形成のための普及・啓発を進めます。
- ・安全、安心の景観まちづくりを進めます。

※ 歴史的生活文化景観：祭りや神事などによる人々の営みの場としての景観

(5) 安全・安心のまちづくりの方針

目標

方針

災害に強い市街地の形成

- 防災性の強化に向けた都市基盤の整備推進
- 個別敷地ごとの防災性の向上
- 延焼遮断帯の形成
- 適切な盛土等対策の推進

流域治水の推進

- 治水施設の整備
- 雨水流水抑制対策の推進
- 地域における防災力の強化

犯罪のない都市環境の創出

- 犯行の機会を与えにくいまちづくりの推進

目標 災害に強い市街地の形成

① 防災性の強化に向けた都市基盤の整備推進

- ・震災救援活動や避難行動等の基盤となる身近な道路、公園、公共施設等の整備を推進します。幹線道路等については、無電柱化の推進を含め道路網の整備を推進するとともに、避難場所等の施設を充実し、遠距離避難の解消に努めます。

② 個別敷地ごとの防災性の向上

- ・駅前商業等の高容積指定地区については防火地域の指定を検討します。
- ・市街地では、建替え等にあわせて個々の建築物の防災性が向上するよう広範な準防火地域の指定等を検討し、災害に強い町並みの形成を図ります。
- ・建物の不燃化促進と併せ、行き止まり道路の解消やオープンスペースの確保、市街地内の農地、樹林地等の緑の保全により、延焼拡大を防止する不燃空間を確保し、まち全体の防災性の向上を図ります。

③ 延焼遮断帯の形成

- ・幹線道路、鉄道等の既存施設、都市計画道路、河川等を活用した延焼遮断帯ネットワークの形成を促進します。

④ 適切な盛土対策の推進

- ・盛土造成地では、災害時における滑動崩落による造成地盤の被害を防止するため、安全性の確保を推進します。

河川の改修整備促進、管渠等の整備のほか、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、総合的かつ多層的な水災害対策である流域治水を官民連携して進めます。

流域治水とは

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設等の対策をより一層加速するとともに、河川等を管理する国や県、近隣市町村をはじめ、企業や住民など、集水域から氾濫域にわたる流域のあらゆる関係者が協働して水災害対策を行うもの

※流域治水の取組イメージ



出典：国土交通省ホームページ

① 治水施設の整備

- ・一級河川である荒川、入間川、越辺川、小畔川、新河岸川、不老川等について、管理者である国や県と連携を図りながら改修整備を促進し、流域における浸水被害の軽減を図ります。
- ・準用河川や普通河川については、治水対策上整備が必要な河川を選定し、計画的に改修整備を進めていきます。

② 雨水流出抑制対策の推進

- ・雨水を河川や下水道施設に速やかに排出する管渠等の整備を基本としつつ、下流の河川や下水道施設への負担を軽減するための貯留浸透施設の整備を推進するとともに、農地・樹林地の保全による保水・遊水機能の維持を図るなど、流域において雨水の流出を抑制します。
- ・浸水被害軽減を目的とした『川越市雨水管理総合計画』に基づき、浸水被害防止策を推進します。
- ・総合治水対策に基づく雨水流出抑制対策を推進するため、各種開発規模に応じた指導基準に基づき、施設整備を促していきます。

③ 地域における防災力の強化

- ・『川越市立地適正化計画』において、災害リスクを踏まえ、都市の防災に関する機能を確保するための防災・減災対策を「防災指針」として位置付け、その取組を推進します。
- ・危険地域の開発を抑止するなど、過去の浸水履歴や浸水可能性のある地域の情報等を公開し、浸水危険性の高い地域の安全対策の強化を図ります。
- ・台風等が接近し水害の危険性が高まったときに自らが取る行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインについて講習会等の開催により普及を促進します。

目標 犯罪のない都市環境の創出

① 犯行の機会を与えにくいまちづくりの推進

- ・道路、公園等の公共空間の整備にあたっては防犯性の向上を推進するとともに、新たな開発等によるまちづくりにおいても計画段階から犯罪防止の視点を取り入れるよう配慮します。
- ・防犯灯等の設置を図るなど、安全確保・防犯対策を進めます。

(6) 市街地整備の方針

目標

方針

多様な都市機能がコンパクトに集積する市街地整備

- 都市的活動核の整備
- 歴史的町並み環境の整備
- 地域生活拠点の整備
- 都市機能誘導区域における都市機能誘導施設[※]の維持・誘導

住宅地の環境改善

- 既成市街地の住環境の向上
- 周辺住宅地の住環境の向上、維持・保全
- 居住誘導区域[※]における居住の誘導

新しい拠点の整備

- 周辺環境や地区特性に応じた新たな拠点整備

※ 都市機能誘導施設および都市機能誘導区域：医療、福祉、商業等の生活に欠かせない機能を備える施設と、それらを誘導し、集約することにより、各種サービスの効率的な提供を図る区域のこと

※ 居住誘導区域：人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導する区域のこと。

本市は、拠点となる三駅周辺および北部市街地の「都心核」と霞ヶ関、新河岸、南大塚、南古谷の各駅周辺の「地域核」を有しています。それぞれ多様な都市機能がコンパクトに集積し、お互いに連携することで、社会的、経済的、文化的活動の拠点となるにふさわしい魅力ある中心市街地の形成を図ります。

① 都市的活動核の整備

三駅周辺は、県南西部地域の拠点として、商業・業務機能の集積を図る「都市的活動核」と位置付けられています。この機能を向上させるため、次の取組を進めます。

1) 三駅周辺の交通機能の向上

- ・三駅は、鉄道間の乗り換えおよび鉄道からバスやタクシー、シェアサイクルを含む自転車等の身近な交通機関への乗り換への結節点となっています。この機能を充実させるため、三駅の連携強化、駅周辺道路の計画的な整備や適切な交通誘導、駐輪場の整備など、総合的な交通機能の向上を図ります。
- ・高齢者や障害のある人に配慮した交通施設の整備や歩行者空間の充実を図ります。

2) 川越市駅周辺の拠点性の向上

- ・川越市駅周辺は、駅の西側を含めた一体的なまちづくりによる利便性の向上、(都)市内循環線の整備や市道 1320 号線[※]の高質化による歩行者空間の充実、土地の高度利用や都市機能の集積によるにぎわいの創出など、駅周辺整備の目指すべき将来像の策定に向けた取組を鉄道事業者等と連携して推進します。

3) 中心的な商業・業務拠点としての本川越駅周辺の活性化

- ・西口の開設や駅前広場とアクセス道路が整備された本川越駅周辺は、川越市駅との連携が強化されたことから、新たなにぎわいを創出するとともに、本市の中心的な商業・業務拠点として土地利用を促進し、地域の活性化を図ります。

4) 業務施設集積地区として川越駅西口周辺の都市拠点の形成

- ・川越駅西口周辺は、土地区画整理事業、幹線道路整備等の基盤整備により、業務施設集積地区として多様な機能の集積を図ることで、都市拠点にふさわしい機能充実を総合的に推進します。

※ 市道 1320 号線：川越市駅と本川越駅を結ぶ市道

② 歴史的町並み環境の整備

川越市歴史的風致維持向上地区は、江戸時代の町割りを残し、明治時代の建築物が多く残る貴重な歴史的町並み環境を有している地区です。この特徴を生かした市街地整備を行うため、次の取組を進めます。

1) 歴史的環境を形成する建築物の誘導

- ・歴史的・文化的価値を有する建造物と街路等の公共空間が一体となった整備により、歴史的風致の維持および向上を図ります。
- ・歴史的な建築物が集積している一番街の周辺は、商業地域等に指定されており、都市計画上は一定の容積率を保有していますが、川越市川越伝統的建造物群保存地区内においては、建物の高さや形態・意匠について定めた保存計画に基づき、歴史的町並みの保存を行っています。その周辺においても、景観法の届出制度を活用し、歴史的環境の保全を図ります。また、歴史的建造物の指定等による保存・活用を図ります。
- ・魅力的な町並みを保存・活用するためには歴史的建造物以外の建物においても歴史的な環境を損なわない建築デザインに配慮することが重要であるため、総合的な町並み景観の誘導施策を展開していきます。
- ・仲町から連雀町区間の（都）中央通り線沿道「昭和の街」については、歴史的建造物を活用したまちづくりを行うため、都市計画道路の現道への区域変更による整備や建物についてのルール検討について、地区住民と協働で進めます。

2) 歩行者の回遊性に配慮した交通網の整備推進

- ・観光拠点としての魅力を向上するためには、現在の自動車交通優先の道路・交通形態を改善し、誰もが安心してまち歩きが楽しめる歩行者優先の観光ネットワークの形成が必要です。このため、現在の交通量を分散するのに必要な交通規制と道路整備を進め、（都）中央通り線への自動車交通量の低減を図るとともに、歩行者が歩きやすい道路整備を進めます。特に、楽しく回遊できるよう歴史的町並みの景観に配慮した道路整備を進め、道案内のサイン等にも配慮します。

③ 地域生活拠点の整備

霞ヶ関、新河岸、南大塚、南古谷の各駅周辺は、それぞれの地域の生活拠点として、商業・業務施設の充実が課題です。また、その他の駅周辺の中でも的場駅周辺は身近な生活拠点としての機能の向上が求められています。こうした生活拠点の市街地整備を行うため、次の取組を進めます。

1) 駅周辺の道路網等の整備

- ・南古谷駅の自由通路設置、南側および北側の駅前広場の整備を進めます。
- ・的場駅周辺では、駅周辺の各種基盤整備事業等について検討し、歩行者や自転車の安全性、快適性の確保を中心とした、道路整備、駅前広場の整備を推進します。

2) 魅力ある商業施設等の集積

- ・身近な生活拠点としての機能充実を図るため、地元の商店会等と協力し、安全な買物道路等の環境を整えるとともに、魅力ある商店街づくりに向けた適切な誘導と推進を図ります。

④ 都市機能誘導区域における都市機能誘導施設の維持・誘導

『川越市立地適正化計画』に基づき、都市機能誘導施設の維持・誘導を推進します。

地域住民が主体となったまちづくり

～ Shingashiめぐり・わくわくフェスティバル実行委員会 ～

本市の地域核として位置付けられる新河岸駅周辺は、近世川越の発展を担ってきた舟運の地であり、河岸場跡や武蔵野の面影を残す樹林地など、江戸の風情と豊かな自然を残すうおいのあるまちです。また、古くから地域に根付いた大小多くの商店・事業所等が存在しています。

一方、多くの観光客等で賑わう都心核の中心市街地と比べ、その認知度はやや低くなっています。

このような中、平成26(2014)年から平成30(2018)年にかけて行われた新河岸駅周辺地区整備事業を契機に、まちの活性化への機運が高まり、地域のさらなる賑わいを創出するため、令和3(2021)年5月に地域住民や商店会等が主体となった住民参加型のまちづくり組織「Shingashiめぐり・わくわくフェスティバル実行委員会」が設立されました。

Shingashiめぐり・わくわくフェスティバルの様子



花植えイベントの様子



まちづくりワークショップの様子



当実行委員会では「Shingashiめぐり・わくわくフェスティバル」開催のほか、「花植え体験イベント」「まちづくりワークショップ」等を継続的に実施するなど、まちづくりの人材育成や世代間交流に取り組んでいます。これらの活動が評価され、令和4(2022)年6月に関東商工会議所連合会「ベスト・アクション表彰」を受賞しています。

将来にわたって活力ある地域社会を持続させていくためには、行政主導型の都市整備だけではなく、住民の理解と参加のもと、当実行委員会のように地域住民や商店会等が主体となって、地域の実情に応じて柔軟にまちづくりが行われるような環境づくりも併せて行っていくことが重要です。

目標 住宅地の環境改善

安全で快適な市街地を形成するとともに、将来の人口減少等に対応し、生活利便性の高い区域に居住を誘導することにより、市街地の人口密度を一定規模以上に保つことで、地域の活性化や行政サービスの効率化につなげ、いつまでも暮らしやすいまちの形成を図ります。

① 既成市街地の住環境の向上

昭和 40（1965）年以前から市街地が形成されていた既成市街地は、古くからの町割りを残す旧市街地に集中しています。これらの地域では、幅員が狭く、見通しのきかない道路網に老朽化した木造住宅が密集しており、防災上の課題があることから、地域の安全性や快適性を確保するため、次の取組を進めます。

1) 安全な市街地の形成

- ・防災上の課題がある地域では、生活道路等を整備することにより、避難路の確保と延焼拡大の防止を図るとともに、安全な市街地を形成します。
- ・都市計画変更時における防火地域・準防火地域の指定等により、市街地の総合的な防災性を高めることを推進します。

2) 快適な住環境の形成

- ・快適で日常的にうるおいを与える公共空間として、身近な公園等の整備により、魅力づくりを進めるとともに、都市の利便性も兼ね備えた市街地の形成を図り、多様な世代の居住を誘導します。

② 周辺住宅地の住環境の向上、維持・保全

本市の周辺市街地は、「土地区画整理事業や民間事業者等による計画的な開発により基盤が整備され良好な住環境が形成されている地域」、「昭和40年代に基盤整備を伴わず急速に宅地化した地域」、「住宅以外の用途と住宅が混在している地域」、「郊外の既存集落」の4つに大きく分けられます。それぞれの地域における住環境の向上または維持・保全のため、次の取組を進めます。

1) 基盤整備された地域の良好な住環境の維持・保全

- ・土地区画整理事業等により基盤整備され、良好な住環境が形成されている地域においては、地区計画等を活用しながら宅地の細分化防止を図るなど、適切な土地利用の誘導を図ります。
- ・低層住宅地においては、ライフスタイルの変化に対応するため、用途地域の見直しなどにより、日常生活に必要な施設の立地を誘導し、良好な住環境の向上を図ります。

2) 基盤未整備の地域の住環境の改善

- ・昭和40年代に急速に宅地化し、基盤整備の必要な地域においては、地域の意向を踏まえながら必要に応じて地区計画の活用や土地区画整理事業により、良好な住環境の整備を図ります。

3) 複合住宅地の住環境の維持・保全

- ・住宅・工場・店舗または住宅・工場の混在する地域においては、地域の意向を踏まえながら必要に応じてそれらの共存のあり方を検討し、住・工・商または住・工が共存、調和した地域の形成を図ります。

4) 既存集落におけるコミュニティの維持

- ・本市の良好な自然環境と農業を支える郊外の既存集落等については、地区の市民センターや公民館など、地域コミュニティの拠点を核として、持続性のある生活圏の維持を図ります。また、農業施策との連携によって自然とのふれあいの場を提供するなど、市民の多様なレクリエーション先として、交流によるにぎわいの創出を目指します。

③ 居住誘導区域における居住の誘導

『川越市立地適正化計画』に基づき都市機能施設の維持・誘導、道路・公園等の都市基盤整備による都市の魅力づくりを進め、市街地の人口密度を維持するとともに、多世代の居住を誘導します。

① 周辺環境や地域特性に応じた新たな拠点整備

市内全域について、それぞれの地域特性に応じた産業拠点、公共施設の整備を検討し、総合的・計画的な土地利用の検討を進めていきます。

1) 新たな産業地の創出

- ・地域経済のさらなる循環および新たな雇用創出のための中核企業の誘致や、既存企業の拡張・建替需要に対応するため、民間事業者を中心とする新たな産業拠点の形成を推進します。
- ・インターチェンジや幹線道路をはじめとする都市基盤等の地理的な特性を考慮するとともに、周辺の住環境や交通環境への影響、本市の農業政策や既存の自然環境に十分配慮した土地利用を検討します。

2) 公共施設の整備

- ・市民の福祉または利便の増進を図るため、水と緑の拠点や交流拠点等の形成に向けて、必要に応じて民間事業者と連携しつつ、公共施設の整備を推進します。
- ・公共施設等の整備にあたっては、『川越市立地適正化計画』を考慮するとともに、川越市公共施設等総合管理計画と連携し、施設の複合化や集約化等についても含めて検討します。